

平成 21 年 10 月 19 日

医学部生 各位

名古屋市立大学医学部・新型インフルエンザ対策行動計画について  
(平成 21 年 10 月 19 日付改訂版)

名古屋市立大学  
医学部長 白井 智之

国内外で、新型インフルエンザ感染者数が増加し、「流行」と認定される地域も増加しています。集団行動、人混み等では感染の危険が高いことを認識し、新型インフルエンザ行動計画に基づいて、感染防止に努めて下さい。

なお、現在、新型インフルエンザの確認検査はほとんど行われていません。従って、A型インフルエンザと診断された場合は新型インフルエンザとして扱います。

感染拡大を予防する社会的責任として、学生は 8 月 31 日より当分の間、次の事項を厳守して下さい。

【セルフチェック】

1. 毎日、下記のチェックを行って下さい。

- ・ 37.5℃以上の発熱はないか。
- ・ 咳・喉の痛みなどの呼吸器症状はないか。
- ・ 悪寒・嘔吐・下痢・鼻汁・筋痛など、インフルエンザが疑われる症状はないか。
- ・ 1週間以内にA型インフルエンザ患者に濃厚接触(※)していないか。

※ 同居の家族等が発症している、もしくは感染し発症している患者と2メートル以内で1時間以上の会話を  
行うなど。

【大学への連絡】

2. 登校前、登校後を問わず、上記のようなインフルエンザが疑われる症状がある時、およびA型インフルエンザ患者に濃厚接触がある時は、医学部事務室(052-853-8078)に連絡(メールは不可)して下さい。次に、近医を受診し、その結果を医学部事務室(052-853-8078)に連絡(メールは不可)に連絡して下さい。

3. 登校後、症状が現れた場合や、判断に迷う場合は指導医、教員に相談し、指示を仰いでください。

#### 【自宅療養期間】

4. A型、B型を問わず、インフルエンザに感染した場合は、発熱や咳、喉の痛みなどの症状が始まった日の翌日から5日間、もしくはそれ以降も発熱が続いた場合は、解熱後2日を自宅療養とすることを原則とします。

#### 【再就学の要件】

5. 必要な自宅療養期間を経過し、2日間以上に渡って、朝夕の体温が37℃未満で、かつ咳やのどの痛みなどの呼吸器症状が無いことが、本人による記録から確認された場合に、再就学を許可することを原則とします。なお、これらの原則は、流行の状況等により変更することがあります。
6. A型、B型を問わず、インフルエンザによる自宅療養中は、毎日、朝夕の体温と、呼吸器症状を記録し、自宅療養期間を経過した時点で、医学部事務室(担当:佐々木)に提出してください。

#### 【濃厚接触があった場合】

7. A型インフルエンザ患者に濃厚接触をした学生は登校可とします。ただし、接触後4日間は、朝夕の体温と呼吸器症状をチェックし、マスクを着用してください。異常があれば直ちに上記第2項の対応をとってください。

#### 【その他の注意】

8. 自宅療養等の指示を受けた場合は、授業・実習等については、新型インフルエンザ特別欠席届(事務室で受け取ってください。感染した場合は診断書の添付が必要)を提出すれば欠席として扱いません。(教養教育科目は教務課教務企画係、専門科目は医学部事務室へ提出してください。)
- ・ 上記第2、3項にある連絡がなく、特別欠席届・診断書等の提出もできない場合は、配慮できないことがあります。
  - ・ 追試験の受験については近医受診時の診断書の提出を要します(学則第36条)。

#### 【院内での実習等の前に行うこと】

9. 名古屋市立大学病院内で実習等を行う学生(外来棟4階施設の利用を含む)は、病院に立ち入る前に、毎日1回、医学部防災センター横に設置されているチェックリストに該当する項目がないことを確認し、チェックシートに署名してください。該当する項目があるときは、直ちに上記第2項の対応をとってください。

※上記の自己申告とサインは、出席確認の要件とすることとします。(M5BSLで終日、学外実習の場合以外は、必ず責任を持って記入してください。記入がない場合は欠席として扱います。)

平成21年9月15日カリキュラム企画・運営委員会 承認  
平成21年9月29日医学部教授会 承認

以上